

用し來りたるところ今回別紙の如き過疎なる審約書に改むることとなり、七月十三日先づ二名の運轉手に對し新審約書に捺印せしめんとしたるに、右の者之を一同に報告し且つ協議の上新審約書の撤回を要求することとなり即日會社當局に對して交渉したるが、會社側では直ちに拒絕し強硬に之を實行せんとしたので、從業員一同は其の措置を憤慨し同日午後六時より一齊罷業に入ると共に、爭議團本部を從業員たる吉原町松枝照太郎方に設けたのである。

一一、爭議の經過

1、要求書提出

會社側に於ては罷業と同時に臨時運轉手を雇入れ營業に支障なからしむると共に、緊急重役會を開催し罷業全員の即時不都合解雇と交渉一切を地方顧役吉田久太郎會

社重役)に一任することを決定したので、從業員側に於ては代表者五名を選び翌十四日會社側に對して次の要求書を提出したのである。

○ 要求事項

- 一、運轉手及車掌の契約書の條項變更に既に提出者の分は條項變更の分と取替へのこと
- 二、從來自身したる制服制帽の代金は今後會社負擔のこと
- 三、食事費一食運轉手拾七錢車掌拾九錢を事務所員同様一食拾錢とするごと尙多忙の場合と雖も食事時間拾分間位與ふること
- 四、事務員は乗務員に對し暴言を以て威嚇せざること
- 五、災害扶助法即時適用のこと
- 六、怠業期間中は從業と見做し後日絶對犠牲者を出さざる